

介護保険給付に係る費用の見込み等について

平成29年9月

大阪市 福祉局 介護保険課

介護サービス見込み量の推計について

1 具体的な推計数値・方法

(各推計数値については、あくまで現時点におけるものであり、今後変更があり得る。)

高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

大阪市の第7期事業計画の策定においては、厚生労働省が第7期将来推計用に平成27年国勢調査のデータを出発点として作成した「推計人口」の人口伸び率を参考とし、平成30年～平成32年、平成37年の人口推計を行うこととしました。

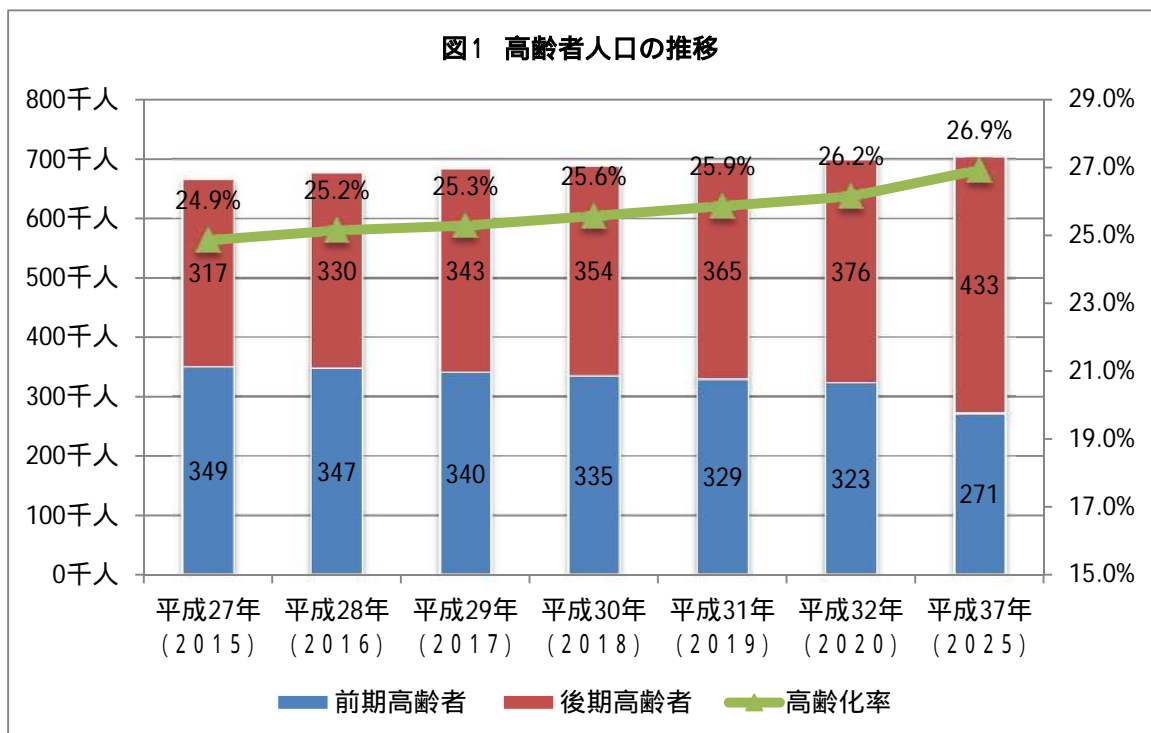
その結果、大阪市における高齢者人口(65歳以上人口)は、平成32年度には、前期高齢者(65歳以上74歳未満の高齢者)が32万3000人、後期高齢者(75歳以上の高齢者)が37万6000人、合計では69万9000人と推計し、高齢化率は、平成32年度には、26.2%、平成37年度には、26.9%となります。

【表1 高齢者人口の推移】

	第6期計画期間			第7期計画期間			平成37年 (2025)
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	
高齢化率	24.9%	25.2%	25.3%	25.6%	25.9%	26.2%	26.9%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	666	677	683	689	694	699	704
前期高齢者	349	347	340	335	329	323	271
全体に占める割合	52.5%	51.2%	49.8%	48.6%	47.4%	46.2%	38.6%
後期高齢者	317	330	343	354	365	376	433
全体に占める割合	47.5%	48.8%	50.2%	51.4%	52.6%	53.8%	61.4%

(参考)

40～64歳人口(千人)	889	893	896	901	905	909	939
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



要介護（要支援）認定者数の推計（介護予防事業・予防給付の効果を含む）

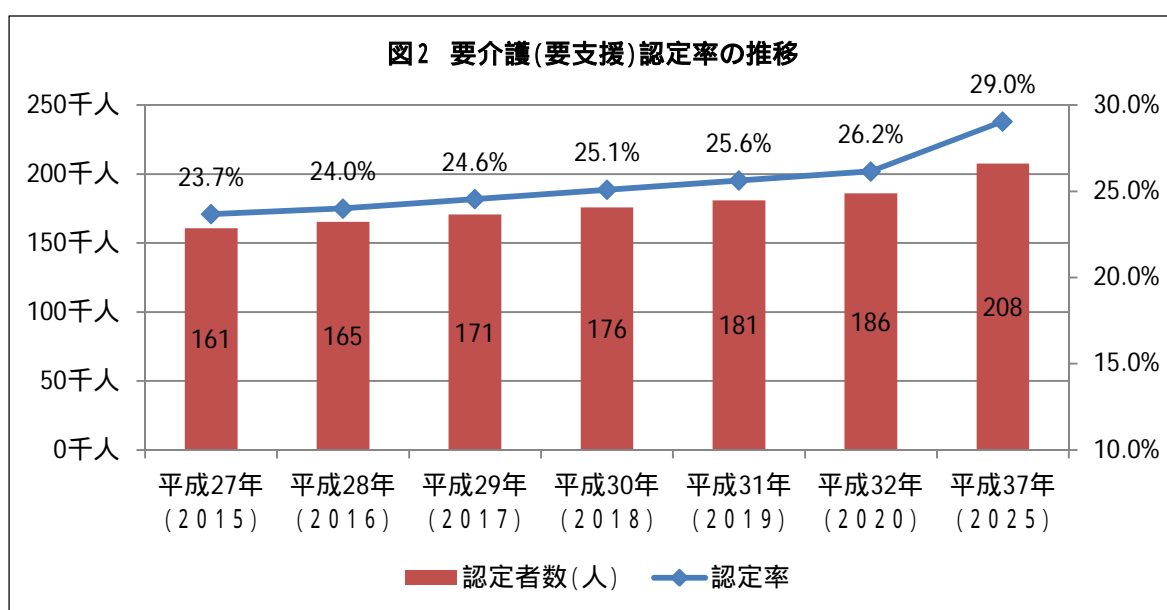
大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後もひとり暮らしの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

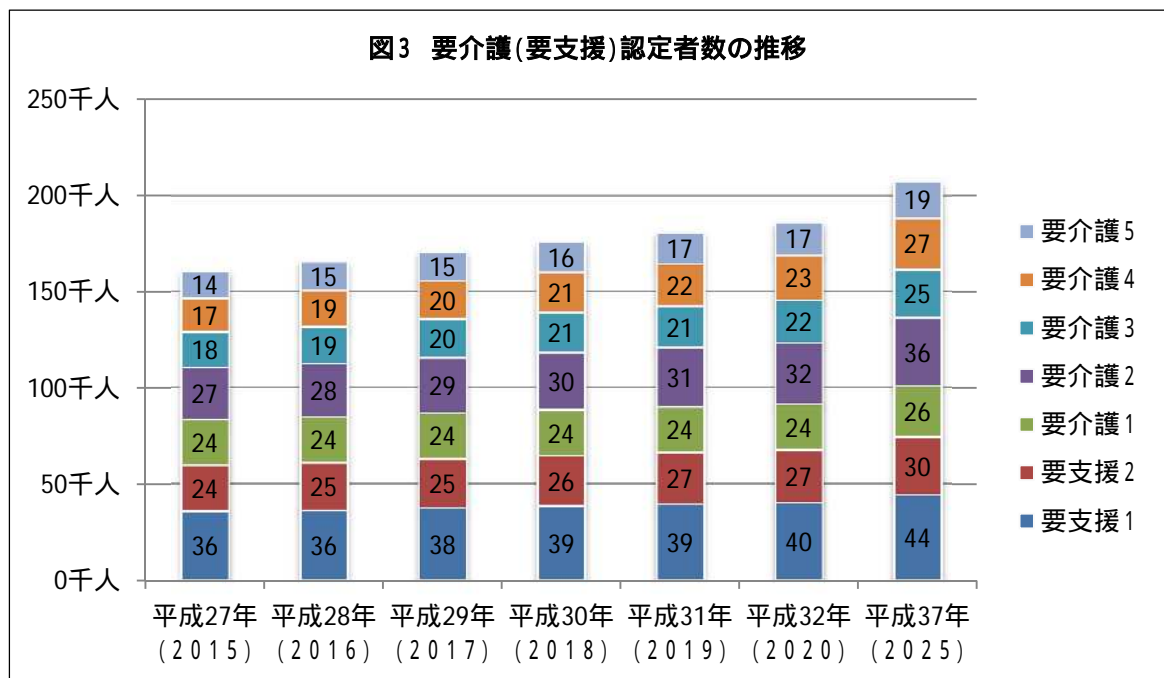
第7期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近2年間における認定者数の伸び率をもとに、平成32年度までの認定者数の推計を行い、平成33年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を考慮し推計しました。

その結果、平成32年度の認定者数は185,956人、認定率は26.2%となり、平成37年度の認定者数は207,655人、認定率は29.0%となります。

【表2 要介護（要支援）認定率・認定者数の推移】

	第6期計画期間			第7期計画期間			平成37年 (2025)
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	
認定者数(人)	160,774	165,468	170,715	175,791	180,875	185,956	207,655
要支援1	35,871	36,414	37,647	38,546	39,459	40,382	44,372
要支援2	23,952	24,660	25,478	26,110	26,743	27,375	30,092
要介護1	23,665	23,814	23,766	23,838	23,858	23,823	26,361
要介護2	27,078	27,683	28,807	29,778	30,758	31,747	35,562
要介護3	18,450	19,111	19,903	20,650	21,398	22,143	24,988
要介護4	17,380	18,826	19,772	20,939	22,144	23,386	26,938
要介護5	14,378	14,960	15,342	15,930	16,515	17,100	19,342
うち第1号被保険者	157,759	162,473	167,715	172,781	177,845	182,913	204,514
認定率	23.7%	24.0%	24.6%	25.1%	25.6%	26.2%	29.0%





施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、平成27年4月1日より機能の重点化が図られ、新たに入所する方について、原則要介護3以上に限定されました。ただし要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特養への入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう特養の整備に取り組んできました。

第7期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所出来る状態が維持できるよう、必要となる特養の整備をすすめることとし、利用者数を見込みます。

また、介護保険法の一部が改正され、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年4月に「介護医療院」が創設されるとともに、平成29年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設について、経過措置期限が6年間延長されることとなりました。

これにより、介護療養型医療施設については、現在の利用者数及び事業者の介護保険施設等への転換意向等を勘案した上で、第7期計画期間中における利用者数を見込みます。

その他の施設・居住系サービスの具体的な利用者数の見込み方については、現時点における施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、施設・居住系サービスに必要な利用者数を見込みます。

【参考】

施設・居住系サービスの施設種類別利用者数の推計方法（案）

介護老人福祉施設	平成 29 年度の施設利用者数及び入所希望者数等を基に、平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数の伸び等を勘案し推計する。
介護老人保健施設	平成 29 年度の施設利用者数を基にし、平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数の伸び等を勘案し推計する。
介護療養型医療施設及び介護医療院	現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が 6 年間延長されるため、対象施設の転換意向を踏まえて平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数の伸び等を勘案し推計する。
認知症対応型共同生活介護	平成 29 年度の施設利用者数を基に、平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数の伸び等を勘案し推計する。
特定施設入居者生活介護	平成 29 年度の施設利用者数を基に、平成 30～32 年度及び平成 37 年度の要介護認定者数の伸び等を勘案し推計する。

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数等の推計

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、在宅サービス等の充実の方向性を検討した上で、利用者数を見込みます。

また、働きながら要介護者を在宅で介護している家族等の就労継続（介護離職ゼロ推進）や家族の負担軽減の必要性、社会状況の変化による各サービスの需要の変化（単身・高齢者のみ世帯の増加に伴う訪問系サービスのニーズの増加等）を勘案して、各居宅サービス等の利用者数を見込みます。

特に、地域包括ケアシステムを推進していくためには、高齢化の進展に伴う重度の方や認知症の方などの増加を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及が重要であり、地域全体の理解を図っていくことを踏まえて、利用者数を適切に見込みます。

また、本市においては、単身高齢者や高齢者のみの世帯の割合が高く、訪問介護や訪問看護などの利用者数が増加しており、その傾向を踏まえて利用者数を見込みます。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）にかかるサービス費の推計について

平成 29 年 4 月、大阪市では、要支援者に対する全国一律の予防給付の訪問介護、通所介護のサービスについて、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）のサービスとしてスタートしました。

これを受けまして、介護予防のサービス給付費等については、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、総合事業へ移行した影響を勘案して見込み、移行後の総合事業の事業費については、今後、増大する高齢者の多様なニーズに応じた生活支援サービスを充実させる必要があることから、適正に事業費を見込みます。

介護サービス見込み量の推計について

介護サービス見込み量の算出手順

(1) 目標値の設定の考え方【基本指針(案)第2-4-(二)の内容】

第7期事業計画の策定に当たっては、今後の高齢者の動向を勘案して2025(平成37)年度の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第7期以降の各計画期間を通じた段階的な充実の方針と其中での第7期の位置づけを明らかにし、第7期の目指す目標と具体的な施策を設定する。

(2) 介護サービス見込み量算出の流れ

現在、国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、以下のとおり費用の算定を行う。

高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

男女別・年齢階層別に、平成30～32年度及び37年度の各年の高齢者人口を推計する。

要介護認定者数の推計

で算出した高齢者人口(平成30～32年度及び37年度)に、別途推計した認定率を乗じて、認定者数を算出する。

$$\text{高齢者人口} \times \text{推計認定率} = \text{認定者数}$$

施設・居住系サービス利用者数の推計

で算出した要介護認定者数(平成30～32年度及び37年度)を基に、介護保険3施設及び居住系サービス(認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護)の利用者数を見込む。

標準的居宅(介護予防)サービス等の受給対象者数の算出

で推計した要介護認定者数(平成30～32年度及び37年度)から の施設・居住系サービス利用者数見込みを減じて、標準的サービスの受給対象者数()を算出する。

標準的居宅(介護予防)サービス及び標準的地域密着型(介護予防)サービスのうちいずれか1種類以上のサービスを受給する可能性のある者の数

$$\text{認定者数} - \text{施設・居住系サービス利用者} = \text{標準的サービス受給対象者}$$

標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計

で算出した標準的サービスの受給対象者数（平成 30～32 年度及び 37 年度）に、別途推計した受給率（ ）を乗じることにより、標準的サービスの実際の受給者数を推計する。

（ 標準的サービス受給対象者のうち、何らかの標準的サービスを利用する者の割合 ）

$$\text{受給対象者数} \times \text{受給率} = \text{標準的サービスの実受給者数}$$

各サービスの必要量の推計

で算出した標準的サービス受給者数をベースに、個々のサービス別に、利用率（ ）及び 1 人あたり利用回数・日数等を実績に基づき推計することで、サービスごとの必要量を算出する。

（ 標準的サービス受給者が個々の種類のサービスを利用する割合 ）

$$\text{標準的サービス受給者数} \times \text{利用率} \times \text{1人あたり利用回数・日数等} = \text{各サービスの必要量}$$

総給付費及び第 1 号被保険者の保険料額（平成 30～32 年度及び 37 年度）の算出

以上で推計したサービス必要量に、別途算出した各サービス利用 1 人 / 1 回 / 1 日あたり給付額等乗じ、各サービスの種類ごとの費用、地域支援事業に係る費用等を推計するなどして、総給付費及び第 1 号被保険者の保険料額を算出する。